

厚生労働省
岐阜労働局発表
平成22年5月26日

担 当	岐阜労働局労働基準部 監督課
	監督課長 <small>すなみ いわお</small> 角南 巖
	監察監督官 <small>おおたに とおる</small> 大谷 徹
	電話 058-245-8102

「建設現場一斉監督指導」の実施について

— 県内7労働基準監督署で6月に実施 —

「建設現場一斉監督指導」の実施

岐阜労働局（局長 矢部憲一）では、全国安全週間準備期間である6月に県内7労働基準監督署において、一層の労働災害防止を図るため「建設現場一斉監督指導」を実施することとした。（従来は12月に年1回実施）

平成21年における県内の労働災害（休業4日以上）による死傷者数は過去最少となったものの、平成22年に入り死亡災害が多発（11件、前年同期3件：5月25日現在）するなど労働災害の防止は依然として行政の重要課題となっている。特に、建設業においては、高所からの墜落等により従来から死亡災害など重篤な災害が発生しており、本年すでに県内で5件（前年同期0件：5月25日現在）の死亡災害が発生している。

また、平成21年6月に建設業における足場等からの墜落防止対策の強化を図るため、改正労働安全衛生規則が施行された。

そこで、建設業における一層の労働災害防止を図り、施行から1年が経過した改正労働安全衛生規則の履行確保・定着状況を確認することを目的に一斉監督指導を実施することとしたものである。

（資料1）

平成21年における岐阜県内の労働災害発生状況について（報道発表資料）

（資料2）

平成 22 年における死亡災害発生状況（速報）

（資料 3）

「労働安全衛生規則（足場等関係）が改正されました」（リーフレット）

（資料 4）

「平成 22 年度全国安全週間スローガン決定」

厚生労働省
岐阜労働局発表
平成22年5月14日

労働基準部 安全衛生課
課長 渡邊 福三
地方産業安全専門官 松野 泰彦
電話 058-245-8103

平成21年における岐阜県内の労働災害発生状況について

死傷災害は大幅に減少し、過去最少

岐阜労働局（局長 矢部憲一）は、平成21年（1月～12月）の1年間に岐阜県内で発生した労働災害の発生状況を取りまとめた。

1 労働災害の現状

死傷災害（休業4日以上災害および死亡災害の合計）は長期的に減少傾向にある。（グラフ1）特に平成21年の死傷災害は、1,968人で前年に比べ430人（17.9%）の大幅な減少となり過去最少を更新した。（表1）

また、死亡災害は22人で前年に比べ4人減少し、長期的には減少しているものの、近年は増減を繰り返している。（グラフ1）

2 死亡災害の発生状況

平成21年の死亡災害を業種別（表1）にみると、製造業で6人と最も多く、次いで建設業4人、運送業（道路貨物運送事業）3人で、これらの業種においては前年に比べ減少したものの、農林業等においては増加した。

また、事故の型別（表2）では、「はさまれ・巻き込まれ災害」が7人、「墜落・転落災害」が6人、「交通事故」が3人となっている。

3 死傷災害の発生状況

平成21年の死傷災害は、1,968人で、休業4日以上で統計を出すようになった昭和48年以降、最も少なくなった。

平成21年の死傷災害を業種別（表1）にみると、製造業が691人で前年に比べ235人（25.4%）と大幅に減少したのを始め、建設業、運送業、農林業、商業等の全ての業種で減少した。

また、事故の型別（表2）では、「転倒災害」が424人（21.5%）と最も多く、次いで「墜落・転落災害」が351人（17.8%）、「はさまれ・巻き込まれ災害」が306人（15.5%）、「切れ・こすれ災害」が180

人（9.1%）となっている。また、年齢別（グラフ2）では、50歳以上の高年齢労働者が924人（47.0%）で全体の約半数を占めている。

4 まとめ

平成21年に発生した死傷災害が大幅に減少した要因として、これまでの関係者の労働災害防止に向けての取り組みの成果によるところは大きいものの、一昨年来の景気低迷による影響もあったものと思われる。

なお、本年に入り、災害の増加傾向が認められることから、今後、当局においては、さらに労働災害を着実に減少させるために、それぞれの事業場において、職場のリスクを低減させる手法であるリスクアセスメント（職場にある潜在的な危険性や有害性等の調査）の導入指導を図り、その結果に基づく措置を実施促進する等により、安全衛生管理水準を向上させ、誰もが安全で安心して働ける快適な職場環境の形成に向けた取り組みを求めることとしている。

グラフ1 (労働災害の推移)

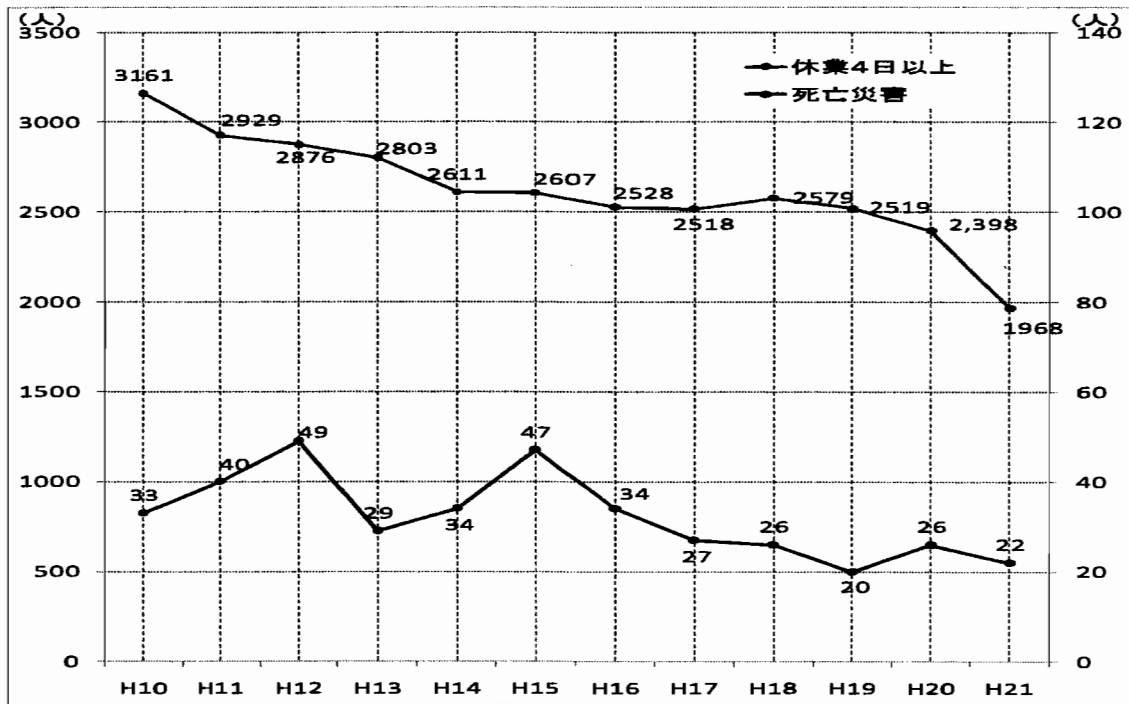


表1 (業種別・年別の労働災害発生状況)

業種	年別	平成21年		平成20年		対前年比		構成比	
		発生数	死亡者数	発生数	死亡者数	増減数	死傷者増減率		
全産業		1,968	(22)	2,398	(26)	-430	(-4)	-17.9%	100.0%
製造業		691	(6)	926	(10)	-235	(-4)	-25.4%	35.1%
鉱業		5		13		-8	(0)	-61.5%	0.3%
建設業		312	(4)	349	(6)	-37	(-2)	-10.6%	15.9%
運送業		210	(3)	241	(5)	-31	(-2)	-12.9%	10.7%
農林・畜産・水産業		116	(2)	151		-35	(2)	-23.2%	5.9%
商業		217	(2)	221	(3)	-4	(-1)	-1.8%	11.0%
保健衛生業		84	(1)	88		-4	(1)	-4.5%	4.3%
接客娯楽業		149	(2)	169		-20	(2)	-11.8%	7.6%
その他		184	(2)	240	(2)	-56	(0)	-23.3%	9.3%

* 労働者死傷病報告による休業4日以上死傷者数を統計したものです。

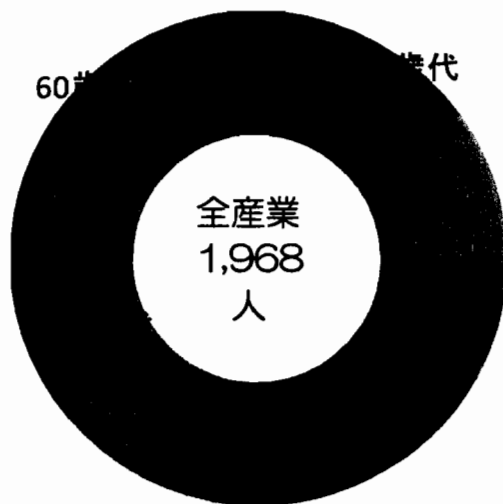
* カッコ書きの数値は死亡者数を内数で示しています。

表2 (平成21年起因物別・事故の型別の死傷災害発生状況)

事故の型別 起因物別	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	高温の物と接触	交通事故	無理な動作・無作の反動	左記以外	計
一般動力機械	8 (1)	8	4	15	0	20	168 (3)	127	7	0	2	1	360 (4)
物上げ装置、運搬機械	89	35	26	15	1	18 (1)	73 (1)	1	0	83 (3)	6	1	348 (5)
その他の装置等	92	55	17	32	12 (2)	27	27 (1)	34	21	0	14	2 (1)	333 (4)
建築物、構築物等	140 (4)	267	24	6	1	2	7	2	0	1	12	1	463 (4)
物質、材料	7	15	1	54	18	15	18 (1)	8	9	0	9	12	166 (1)
機械装置	3	13	2	19	2	4	12 (1)	2	0	0	43	0	100 (1)
環境等	12 (1)	21 (1)	3	19	3	26 (1)	1	5	3	1	4	6	104 (3)
その他	0	10	2	1	0	3	0	1	0	1	71	5	94
計	351 (6)	424 (1)	79	161	37 (2)	115 (2)	306 (7)	180	40	86 (3)	161	28 (1)	1968 (22)

注) カッコ内の数値は死亡者数を内数で示したものです。

グラフ2 (年齢別の労働災害発生状況)



平成22年における死亡災害発生状況(速報)

資料No 2

事故の型: 交通事故(道路) 4人 (36%) 墜落、転落 2人 (18%) 崩壊、倒壊 2人 (18%)
 はさまれ、巻き込まれ 2人 (18%) 有害物等との接触 1人 (9%)

番号	災害発生月	業種	性別	職種	年齢層	災害発生の概要 (概要の内容は、同種災害防止の見地等から編集を加えています。)	事故の型	起因物
1	1月	紙パルプ・紙加工品製造業	男性	作業員	20代	ロール紙の巻きとり機において、機械の停止をしないまま紙を除去しようとしたところ、巻きとり機のベルト部に巻き込まれたもの。	はさまれ、巻き込まれ	動力伝達機構
2	1月	機械器具設置工事業	男性	作業員	50代	配線工事のため、2階建て民家の1階屋根にはしごで移動していたところ、滑り落ち、コンクリート張りの犬走り頭に頭を強打したものの。	墜落、転落	はしご等
3	1月	道路貨物運送業	男性	運転者	50代	片側2車線道路の走行車線に大型トラックを止め、コンビニエンスストアに立ち寄った後、運転席に上がるためにはしごを昇降中、横を通過した車両にはねられたもの。	交通事故(道路)	乗用車
4	2月	道路建設工事業	男性	作業員	50代	片側一車線道路の中央分離帯で測量を行っていたところ、車道から外れた乗用車に激突されたもの。	交通事故(道路)	乗用車
5	2月	新聞販売業	男性	作業員	60代	朝刊をバイクに積むために市道を横断していたところ、乗用車にはねられたもの。天候は、雨であった。	交通事故(道路)	乗用車
6	3月	土木工事業	男性	作業員	30代	水道工事のため、長さ8m、幅5m、深さ5.5mの穴を掘って3名で配管取替作業を行っていたところ、掘削面が崩壊して生き埋めになり、1名が死亡したもの。	崩壊、倒壊	地山
7	3月	金属製品製造業	男性	作業員	50代	金属パイプを切断する機械の金属パイプを製品取り出し口に自動運搬する工程において、金属パイプを運搬する治具と固定台との間に頭部をはさまれたもの。	はさまれ、巻き込まれ	金属加工用機械
8	4月	道路貨物運送事業	男性	運転者	50代	大型トラックを運転して国道を走行中、センターラインをはみ出した対向車(大型トラック)が、別の大型トラック及び乗用車と接触した後、被災者が運転する大型トラックに正面衝突したもの。	交通事故(道路)	トラック
9	4月	林業	男性	作業員	60代	木材伐出作業現場において、雑役を行っていたところ、林道から5.4メートル下の沢に墜落したもの。	墜落、転落	建築物、構築物

番号	災害発生月	業種	性別	職種	年齢層	災害発生の概要 (概要の内容は、同種災害防止の見地等から編集を加えています。)	事故の型	起因物
10	5月	トンネル建設 工事業	男性	トンネル 作業 者	20代	トンネル工事現場において、発破作業後に切羽内で作業中、切羽が肌落ちし、崩れた岩石が被災者に当たったもの。	崩壊、 倒壊	岩石
11	5月	その他の建設 業	男性	解体工	50代	換気が不十分な箇所、照明電源用に内燃機関を有する発電機2台が設置されていた。昼休みのため、被災者が発電機のエンジンを切りに行ったまま戻ってこないため、他の作業員が見に行ったところ、倒れている被災者を発見したもの。	有害物 接触等 との	一酸化炭素

労働安全衛生規則（足場等関係）が 改正されました

建設業等において、高所からの墜落・転落による労働災害が多発していることから、今回、足場等からの墜落防止等の対策の強化を図るため、足場、架設通路及び作業構台からの墜落防止措置等に関し、労働安全衛生規則の一部が改正されました。改正された規則は平成 21 年 6 月 1 日から施行されます。

改正のあらまし

I 足場からの墜落防止措置等の充実

- ・ 足場の種類に応じて次の墜落防止措置が必要になります。

※ わく組足場

交さ筋かい下部のすき間からの墜落を防止するため、交さ筋かいに加え、「下さん」や「幅木」等の設置、又は、「手すりわく」の設置

※ わく組足場以外の足場（一側足場を除く）

手すりの下部からの墜落を防止するため、「高さ 85 センチメートル以上の手すり」に加え「中さん」等の設置

- ・ 物体の落下防止措置として、「幅木」「メッシュシート」「防網」の設置等が必要になります。

II 足場の安全点検等の充実

足場の点検について次の措置が新たに求められます。

- ・ 当日の作業開始前に「手すり等の取りはずしや脱落の有無の点検」の実施
- ・ 悪天候等後に実施する点検内容等の記録とその保存

- ※ 足場と同様に架設通路や作業構台についても同様に改正され、所要の規定が設けられます。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

I 足場等からの墜落防止措置等の充実

(ア) 事業者が行う「架設通路」についての墜落防止措置(安衛則第552条関係)

改正前には、高さ75センチメートル以上の手すりを設けることとされていましたが、今回の改正により、「高さ85センチメートル以上の手すり」に加え「中さん等」※1を設けることとされました。

(イ) 事業者が行う「足場」の作業床からの墜落防止措置等(安衛則第563条関係)

★墜落防止措置

改正前には、高さ75センチメートル以上の手すり等を設けなければならないとされ、わく組足場の交さ筋かいは手すり等としてみなされていましたが、今回の改正により、足場の種類に応じて、次の設備を設けることとされました。

・わく組足場の場合

「交さ筋かい」に加え、「高さ15センチメートル以上40センチメートル以下の位置への下さん」か「高さ15センチメートル以上の幅木の設置」(下さん等)※2、あるいは「手すりわく」※3

・わく組足場以外の足場の場合(一側足場を除く)

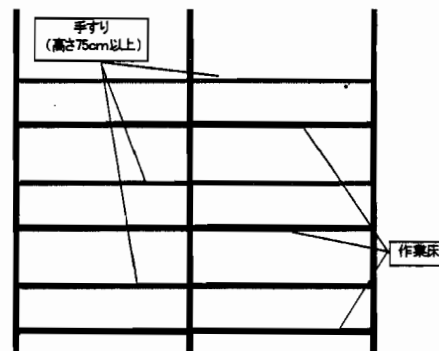
「高さ85センチメートル以上の手すり等」に加え、「中さん等」※1

★物体の落下防止措置

高さ10センチメートル以上の幅木、メッシュシート又は防網(同等の措置を含む。)を新たに設けることとされました。

わく組足場以外の足場(単管足場等)

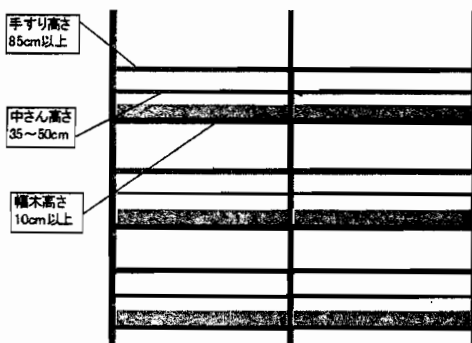
改正前の措置



○ 墜落防止及び物体の落下防止の両措置を同時に講じた例

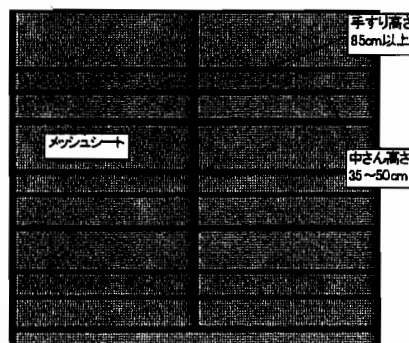
改正後 措置例1

- 手すり(高さ85cm以上の位置)
- + 中さん(高さ35~50cmの位置)
- + 幅木(高さ10cm以上)



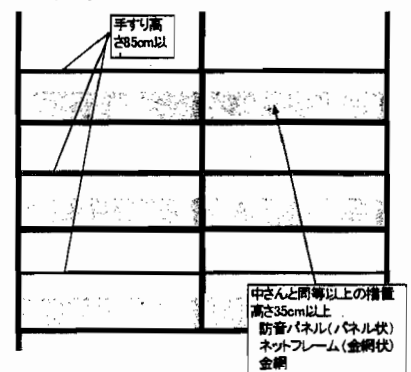
改正後 措置例2

- 手すり(高さ85cm以上の位置)
- + 中さん(高さ35~50cmの位置)
- + メッシュシート



改正後 措置例3

- 手すり(高さ85cm以上の位置)
- + 中さんと同等以上の措置(高さ35cm以上)



(ウ) 事業者が行う「作業構台」についての墜落防止措置(安衛則575条の6関係)

改正前には、高さ 75 センチメートル以上の手すり等を設けることとされていましたが、今回の改正により、「高さ 85 センチメートル以上の手すり等」に加え「中さん等」※1 を設けることとされました。

※1 「中さん等」とは、「高さ 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下のさん」又は「これと同等以上の機能を有する設備」のことであり、後者には高さ 35 センチメートル以上の防音パネル、ネットフレーム及び金網があります。

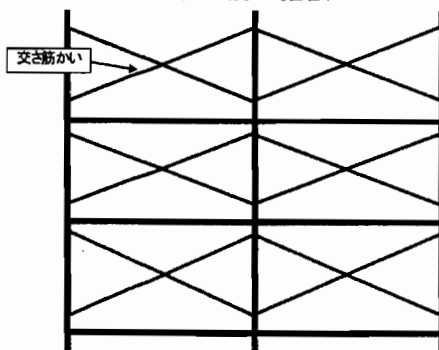
※2 「下さん等」とは、「高さ 15 センチメートル以上 40 センチメートル以下のさん」「高さ 15 センチメートル以上の幅木」「これらと同等以上の機能を有する設備」のことであり、同等以上の機能を有する設備には、高さ 15 センチメートル以上の防音パネル、ネットフレーム及び金網があります。

※3 「手すりわく」とは、高さ 85 センチメートル以上の手すり及び高さ 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下のさん又はこれと同等の機能を一体化させたものであって、わく状の丈夫な側面防護部材のことであり、

わく組足場

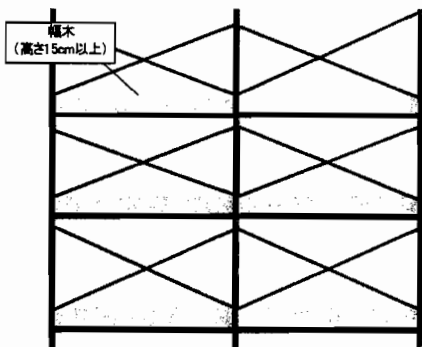
○ 墜落防止及び物体の落下防止の両措置を同時に講じた例

改正前の措置



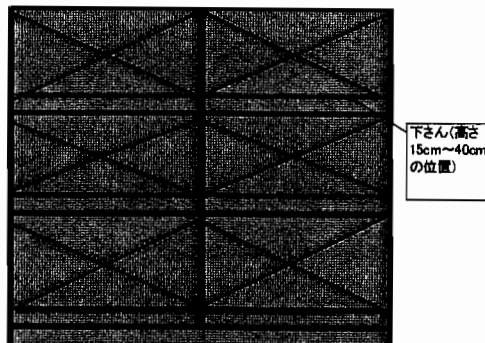
改正後 措置例1

交さ筋かい+幅木(高さ15cm以上)



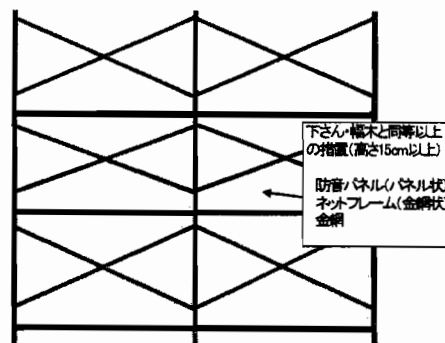
改正後 措置例2

交さ筋かい+下さん(高さ15~40cmの位置)+メッシュシート



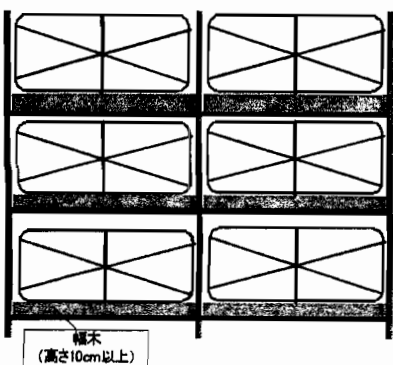
改正後 措置例3

交さ筋かい+下さん・幅木と同等以上の措置(高さ15cm以上)



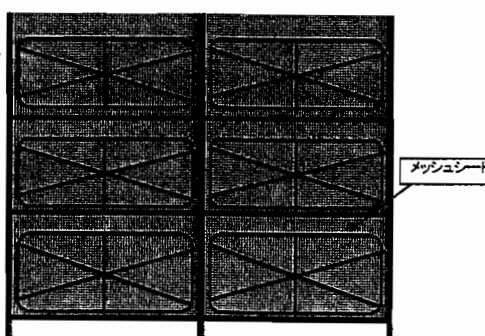
改正後 措置例4

手すりわく+幅木(高さ10cm以上)



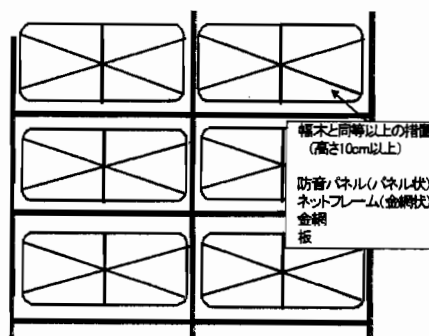
改正後 措置例5

手すりわく+メッシュシート



改正後 措置例6

手すりわく+幅木と同等以上の措置(高さ10cm以上)



Ⅱ 足場及び作業構台の安全点検等の充実

(ア) 事業者が行う足場の点検等(安衛則第567条、第568条関係)

- 1 つり足場以外の足場で作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場に係る墜落防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めるときは、直ちに補修することとされました。
- 2 つり足場で作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、足場に係る墜落防止設備及び落下防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めるときは、直ちに補修することとされました。
- 3 悪天候(強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震)や、足場の組立て・一部解体若しくは変更の後に、足場に係る墜落防止設備及び落下防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めるときは、直ちに補修することとされました。
- 4 上記3の点検を行ったときは、点検結果等を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、保存することとされました。

(イ) 事業者が行う作業構台の点検等(安衛則第575条の8関係)

- 1 作業構台における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた作業構台に係る墜落防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めるときは、直ちに補修することとされました。
- 2 悪天候等の後に、作業構台に係る墜落防止措置の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めるときは、直ちに補修することとされました。
- 3 上記2の点検を行ったときは、点検結果等を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、保存することとされました。

(ウ) 注文者が行う足場についての措置(安衛則第655条関係)

(ア) 3及び4と同様の措置を講ずることとされました。

(エ) 注文者が行う作業構台についての措置(安衛則第655条の2関係)

(イ) 2及び3と同様の措置を講ずることとされました。

※ ここでいう注文者とは、労働安全衛生法第31条で規定する注文者であり、特定事業の仕事を行なう注文者のことです。

このリーフレットに関するご質問等につきましては、以下のホームページをご覧になるか、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

URL:<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei.html>

(H21.2)



平成22年度全国安全週間スローガン決定

全国安全週間は、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的として、昭和3年から実施しており、本年で第83回を数えます。毎年、7月1日から7月7日までを本週間、6月1日から6月30日までを準備期間としています。

平成22年全国安全週間の実施に向けて、厚生労働省においては、本年2月にスローガンを一般公募するとともに内部職員に対しても募集していました。

今般、平成22年度全国安全週間実施要綱を別添のとおり決定したところですが、これに併せて、

「みんなで進めようリスクアセスメント めざそう職場の安全・安心」

を平成22年度全国安全週間スローガンとして決定いたしました。

作品を応募いただいた皆様に厚くお礼申し上げます。

1 全国安全週間の概要

全国安全週間は、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的として、昭和3年から実施しています。

毎年、7月1日から7月7日までを本週間、6月1日から6月30日までを準備期間としています。

全国安全週間においては、スローガンが設けられており、週間中の意識の高揚を図るため、看板、ポスター等として広く事業場に掲示されます。

平成22年度のスローガンは、

みんなで進めようリスクアセスメント めざそう職場の安全・安心
です。

2 本スローガンの趣旨

本スローガンは、労働災害を一層減少させるためには、労使が協調して全員参加のもとに、職場における機械設備、作業等による危険を自主的に洗い出して(リスクアセスメント)、その危険をなくし、安全・安心な職場を目指していくことが必要であることを表しています。本スローガンは583件の応募作品を踏まえて決定いたしました。

別添

平成22年度全国安全週間実施要綱

1 趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、本年で83回目を迎える。

この間、痛ましい災害を二度と起こさぬよう、事業場においては、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。その努力により、労働災害は長期的には減少してきている。

しかしながら、今なお、1,000人を超える尊い命が労働の場で失われているとともに、労災保険新規受給者数は年間約54万人にも上っている。また、立て続けに起きた化学工場における爆発災害など一度に多くの労働者が被災する痛ましい災害は跡を絶っておらず、社会的に大きな関心を集めている。

一方、景気は着実に持ち直してきているが、なお自律性は弱く、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にある中で、企業における労働災害防止対策に係る活動が停滞することも懸念される。

このような現状を看過することなく、労働者が安全・安心して仕事に打ち込むことのできる労働災害のない職場を目指し、労働災害を一層減少させていかなければならない。そのためには、職業生活全般を通じた各段階における安全教育の徹底を図るとともに、労使が一体となって職場の危険性又は有害性の調査(以下、「リスクアセスメント」という。)等を実施していくことにより、機械設備、作業等による危険をなくし、安全を先取りしていくことが不可欠である。

このような観点から、平成22年度の全国安全週間は、

「みんなで進めようリスクアセスメント めざそう職場の安全・安心」

をスローガンとして展開することとする。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場において、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動の着実な実行を図ることとする。

2 期間

平成22年7月1日から7月7日までとする。

なお、本週間の実効を上げるため、平成22年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、全国安全会議、地方安全会議、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

- (1)安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2)雑誌等を通じて広報を行う。
- (3)安全パトロール等を実施する。
- (4)安全講習会等を開催する。
- (5)安全に関する標語等の募集を行う。
- (6)安全衛生に係る表彰を行う。
- (7)「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (8)事業場の実施事項について指導援助する。
- (9)その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼すること。

9 実施者の実施事項

安全水準のより一層の向上を図るため、計画的、継続的な安全管理の定着を目指して、各事業場においては、次の事項を実施する。

(1)本週間に実施する事項

- ア 経営トップは安全について所信を明らかにするとともに、自らが率先して職場の安全パトロール等を行い、安全について従業員への呼びかけを行う。
- イ 今後の安全の進め方について考える職場の集い等を催し、関係者の意志の統一、安全意識の高揚等を図る。
- ウ 安全についての改善提案の募集及び発表を行う。
- エ 安全旗の掲揚、標語等の掲示、安全関係資料の配布等を行う。
- オ 安全表彰を行う。
- カ 安全についての作文、写真、標語等の募集及び発表を行う。
- キ 安全に関する視聴覚教材等を活用した講演会等を開催する。
- ク 労働者の家族に対し、安全についての文書の送付、職場見学等を行い、家族の協力を求める。
- ケ 緊急時の措置について必要な訓練を行う。
- コ その他本週間にふさわしい行事を行う。

(2)準備期間中に実施する事項

以下の事項について安全活動に係る総点検を行い、安全活動の定着と安全水準の向上を図ること。

ア 安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進

(ア)総括安全衛生管理者、安全管理者又は安全衛生推進者の選任、安全委員会の設置等安全衛生管理体制の整備並びにその活動の活性化

(イ)リスクアセスメント等の実施

危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を行い、その結果により安全対策を実施するリスクアセスメント等の実施

a 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく適切なリスクアセスメント等の実施

b 経営トップによる統括管理、安全委員会の活用等を通じた労働者の参画等による実施体制の確立

(ウ)労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労使による自主的な安全管理活動の推進

(エ)職場巡視、危険予知、安全提案制度、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化

(オ)安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

(カ)労働安全コンサルタント等の外部の専門家を活用した安全診断の実施

- (キ)安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し
 - a 機械設備の運転操作、運搬等の定常作業に係る安全作業マニュアルの整備、見直し
 - b 修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係る安全作業マニュアルの整備、見直し
 - c 機械化、自動化、新原材料の導入等に伴う作業マニュアルの整備、見直し
- (ク)事業場における労働災害の記録、分析及び再発防止対策の徹底
- イ 業種の特性に対応した対策及び特定の災害に対する対策の推進
- (ア)製造業における労働災害防止対策の推進
 - a リスクアセスメント等の実施
 - b 「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく安全な機械の採用
 - c 安全管理者等の安全担当者の能力向上教育の実施
 - d 雇入時、作業内容変更時等の安全教育の徹底
 - e 元方事業者としての総合的な安全管理の徹底
 - f 派遣労働者の派遣先事業場における労働災害防止のための措置義務の徹底
- (イ)建設業における労働災害防止対策の推進
 - a 元方事業者における統括安全衛生管理の徹底と関係請負人に対する適切な指導の実施
 - b 専門工事業における自律的な安全管理の確立
 - c リスクアセスメント等の実施
 - d 労働安全衛生マネジメントシステムの導入
 - e 足場先行工法及び手すり先行工法の活用並びに足場からの墜落防止措置等の充実等による墜落・転落防止対策の徹底
 - f クレーン、移動式クレーン、車両系建設機械等の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
 - g 土止め先行工法等による土砂崩壊災害防止対策の徹底
 - h 安全衛生教育推進計画の整備及び職長、安全衛生責任者、労働者等に対する教育の徹底
- (ウ)第三次産業における労働災害防止対策の推進
 - a リスクアセスメント等の実施
 - b 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底
 - c 安全衛生責任者、労働者等に対する教育の徹底
- (エ)交通労働災害防止活動の推進
 - a 交通労働災害防止のための管理体制の確立
 - b 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施
 - c 交通労働災害防止のための教育の実施
 - d 交通労働災害防止に対する意識の高揚
- (オ)爆発・火災災害防止対策の推進
 - a 「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に基づくリスクアセスメント等の実施
 - b 化学設備の定期自主検査の計画的な実施
 - c 化学設備の改造、修理等の作業の注文者による文書等の交付等、工事発注者と施工工事業者との連携等の実施
 - d 化学物質等安全データシート(MSDS)等による化学物質等の危険有害性等に関する情報の提供及び活用の促進
- ウ 職業生活全般を通じた各段階における安全教育の徹底
 - (ア)安全教育計画の樹立と効果的な安全教育の実施
 - (イ)雇入れ時及び作業内容の変更時の安全教育の徹底
 - (ウ)事業場における安全教育担当者の育成
 - (エ)安全管理者等に対する能力向上教育の実施

- (オ)危険業務従事者等に対する安全教育の実施
 - (カ)就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務における有資格者の充足
 - エ 作業者の安全意識の高揚
 - (ア)災害事例の分析、具体的な災害防止対策の樹立及びその周知徹底
 - (イ)職場巡視、危険予知、安全提案制度、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - (ウ)安全委員会等を通じた職場の安全問題への参画の促進
 - (エ)「安全の日」等の設定
 - (オ)安全についての標語等の募集・掲示
 - (カ)作業を直接指揮する優良な職長等の顕彰等の実施
 - (キ)家庭に対する安全の協力の呼びかけの実施
 - オ 派遣労働者の安全対策の徹底
 - (ア)派遣労働者を含めた安全衛生管理体制の確立、機械の安全化など危険防止措置の適切な実施等派遣先における安全対策の徹底
 - (イ)雇入れ時の安全衛生教育の適切な実施等派遣元における安全対策の徹底
 - (ウ)安全衛生教育に関する派遣先の協力や配慮、連絡調整等の派遣元事業者と派遣先事業者との連携
 - カ 高年齢労働者に配慮した職場改善の推進
 - (ア)機械設備等作業環境の改善
 - (イ)作業方法、作業配置等の改善
 - キ 快適な職場環境の形成の推進
 - ク 労働時間等労働条件の適正化の推進
-